

南三陸町事業復興型 雇用創出助成金のお知らせ

経費の一部を
助成します

町の産業政策の支援等（対象産業政策リストに掲げる事業。）の対象となった町内の事業所において、被災三県求職者を雇い入れた民間事業者（被災三県沿岸部型）、中小企業基本法に規定する中小企業者に該当する事業者（中小企業型）に対し、賃金等に係る経費の一部を助成金として交付します。

◇助成金対象事業者

- ・被災三県沿岸部型助成金対象事業者
 - (1) 町内に事業所を有していること
 - (2) 平成23年3月11日以降平成28年3月31日までの間に町の補助金、融資等（対象産業政策）の対象となることが決定していること
 - (3) 平成25年4月1日以降平成28年2月13日までの間に、本助成金の対象となる新規雇用者を一人以上雇い入れたこと
 - (4) 雇用保険の適用事業の事業主であること
 - (5) 労働者の出勤状況や賃金の支払い状況を明らかにする書類を適切に整備、保管していること
- ・中小企業型助成金対象事業者
 - (1) 町内に事業所を有していること
 - (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者等であること
 - (3) 平成23年3月11日以降平成29年3月29日までの間に町の補助金、融資等（対象産業政策）の対象となることが決定していること
 - (4) 平成28年4月1日以降平成29年2月13日までの間に、本助成金の対象となる新規雇用者を一人以上雇い入れたこと
 - (5) 雇用保険の適用事業の事業主であること
 - (6) 労働者の出勤状況や賃金の支払い状況を明らかにする書類を適切に整備、保管していること

- ◇対象産業政策リスト
1. 南三陸町中小企業振興資金融資あっせん
 2. 南三陸町企業立地奨励
 3. 南三陸町起業支援補助金
 4. 南三陸町水産業共同利用施設復興整備事業（水産加工流通復興タイプ）

◇申請・受付について 本助成金についての相談・受付・申請は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

免除された国民年金保険料を 追加で支払いできます

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

- 1 追納を行う場合は、申し込みが必要です。追納の手続きは年金事務所です。承認した場合には納付書を発行します。追納の場合は納付書での支払いとなり、口座振替並びにクレジット納付は利用できません。
- 2 追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。（例：平成28年9月分は平成38年9月末まで）

- 3 承認等をされた期間のうち、原則古い期間からの納付となります。
 - 4 保険料の免除等を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- ※追納額は免除の種類（全額・3/4・1/2・1/4免除等）により追納額が異なりますので、石巻年金事務所に問い合わせください。

〈次回の年金相談会〉

- ◇日時 11月9日(水)
午前10時から午後3時30分まで
- ◇場所 役場1階相談室
※石巻年金事務所へ事前予約が必要になります。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

ペレットストーブの 購入補助について

町木質バイオマスエネルギー利活用推進協議会では、自然環境に優しいバイオマスエネルギーとして、ペレットストーブの導入を推進しております。今年度においても、県「みやぎ環境税」を活用した事業と併せ、ペレットストーブを購入・設置する方に対し、補助金を交付します。ペレットストーブの設置を考えている方は、下記期限までに問い合わせください。なお、事業の性質上、来年度以降の申し込みとさせていただきます。

※家庭用ペレットストーブの灰の処理については、家庭用ごみと一緒に集積場に出してください。

◇事業内容

- 県補助…ペレットストーブの購入・設置に係る事業費の1/2以内（上限10万円）
- 協議会補助…ペレットストーブの購入・設置に係る県補助残金の1/2以内（上限25万円）

◇申請期間 10月3日(月)から17日(月)まで

◇申込受付台数 10台（先着順）

◇申請先 町木質バイオマスエネルギー利活用推進協議会（事務局：産業振興課）

問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1378



飼主のいない猫を増やさないために

無責任なエサやりはやめましょう

飼主のいない猫の増加により、「庭に糞尿をする」「家に入ってくる」などの苦情や相談が多数寄せられています。一時的な感情でエサを与えてしまうと、周囲の迷惑となり、かえって不幸な猫を増やしてしまいます。また、エサを与えることで飼主とみなされ責任を負わなくてはならなくなります。むやみにエサを与えることはやめましょう。



問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528

適正な管理をするためには…

- ・猫は年間20頭以上の子猫を生みます。不用意な繁殖を防ぐために、不妊・去勢手術を行いましょう。
- ・糞尿のトラブル・病気や事故を防止するために、室内で飼育しましょう。
- ・責任をもって飼育しましょう。

※動物を捨てる行為、動物を傷つけたり殺したりする行為は動物愛護法により罰せられる場合があります。

飼主のいない猫への不妊・去勢手術に対する助成事業を行っています。

宮城県獣医師会では、飼主のいない猫への不妊・去勢手術に対して手術費用を一部助成する事業を行っています。

助成を受けるためには条件がありますので、事前に宮城県獣医師会まで必ず問い合わせください。

◇問い合わせ 宮城県獣医師会 ☎022-297-1735